

# 議会運営委員会

日 時 平成30年10月16日（火） 午前10時00分～  
場 所 第3委員会室

---

## 1 議会基本条例の検証結果【別紙No.1～5】

(1) 今後の方向性の検討について

- ① 政務活動費
- ② 予算・決算審査のあり方
- ③ 政策研究会

## 2 その他

(1) 中学生議会について

## 1 議会基本条例の検証結果（第5条の2～第24条）

## (1) 今後の方向性の検討

## ○検討事項（3項目）

No.	条文	前回の意見等
1	<p>&lt;第22条-3&gt; 議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない。</p> <p><b>【政務活動費】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に誤解を招く恐れがあるため、公開しないとしているのが現状である。きちっとした基準を作れば、公表しても問題ない。</li> <li>・規定で上限を設け、インターネットで公開しても問題はない。食事代を決めておけばよい。</li> </ul> <p>◎総合的に考え、会派に持ち帰り検討する。</p>
2	<p>&lt;第10条&gt; 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。</p> <p><b>【予算・決算審査のあり方】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面は特別委員会としておき、基本的には、予算審査を決算審査と同じ体制で実施してはどうか。</li> <li>・決算審査と同様にすればよい。</li> </ul> <p>◎予算審査を分科会方式にすると、委員会所属の分野しかわからなくなるというデメリットがある。そのことをわかった上での議論となる。半数ごとに予算審査するという意義もある。常任委員会化はまだとしても、会派に持ち帰り検討する。</p>
3	<p>&lt;第5条の2-1&gt; 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。</p> <p>&lt;第5条の2-2&gt; 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。</p> <p><b>【政策研究会】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策研究会は、予算措置することが必要なのではないか。</li> <li>・何かを探して政策研究会を結成するのではなく、課題が出てきたときに結成することとすれば、各会派が理解できるものになるのではないか。</li> </ul> <p>◎現状の政策研究会でよいのかということも合わせて、会派に持ち帰り検討する。</p>

## 予算特別委員会分科会方式 審査日程(素案)

日時	予定時刻	全体会／分科会等		
【1】 3月12日 10:00～	10:00	全体会 1. 市長あいさつ(※市長等出席)		
	10:20	分科会		
		○総務文教	○環境厚生	○産業建設
		①議会事務局	①環境市民部	①産業観光部・農業委員会
	13:00	②市長公室		
③会計管理室		②健康福祉部	②まちづくり推進部	
		④企画管理部		
【2】 3月13日 13:30～	午前	※市内各中学校卒業式		
	13:30	⑤生涯学習部	③特別会計(各部)	③特別会計(各部)
		⑥総務部	・市長質疑項目の整理	・市長質疑項目の整理
		・委員間討議、討論、採決	・委員間討議、討論、採決	
【3】 3月14日 10:00～	10:00	⑦教育委員会		
	13:00	⑧特別会計(各部)		
		・市長質疑項目の整理		
		・委員間討議、討論、採決		
【4】 3月15日 10:00～	10:00	・委員長報告の確認 ・市長質疑項目の確認	・委員長報告の確認 ・市長質疑項目の確認	・委員長報告の確認 ・市長質疑項目の確認
	11:00 ※変動あり	全体会 1. 分科会委員長報告(報告、質疑) ～休憩～ 2. 現地視察の検討・決定 3. 市長質疑項目の検討・決定		
【5】 3月18日 10:00～	10:00	全体会 (現地視察) 1. 市長質疑項目の確認(最終)		
	15:00	※市長質疑項目の送付(事務局→執行部へ)		
【6】 3月19日 10:00～	10:00	全体会 1. 市長質疑(※市長等出席) ～休憩、会派会議～		
	午後	全体会(つづき) 2. 委員間討議 3. 討論～採決等		

予算特別委員会 分科会実施に伴う変更点

- ・ 各分科会で市長質疑項目を抽出し、全体会で取りまとめる。
- ・ 各分科会で討論・採決を実施する。
- ・ 各分科会で採決を実施するため、京都スタジアム（仮称）関連予算審査は、各分科会（各部）において実施する。
- ・ インターネット中継は、全員協議会室で実施する全体会のみ録画配信する。（決算特別委員会と同じ取扱い）

※特別会計当初予算の予算特別委員会分科会審査。

※市長質疑項目（委員間討議）のルール検討。（現行方式は別紙No. 4 参照）

※委員長の互選方法を検討。

## 予算特別委員会の審査予定一覧（４～６日目）

### 予算特別委員会（全体会）（４日目）

日時 平成31年3月15日（金） 午前 時 分～

場所 全員協議会室

1. 開議
2. 分科会委員長報告（報告、質疑）
3. 現地視察の実施検討
4. 市長質疑項目の検討・決定
5. 閉議

### 予算特別委員会（全体会）（５日目）

日時 平成31年3月18日（月） 午前 時 分～

場所 全員協議会室

1. 開議
2. 市長質疑項目の確認
3. 閉議

### 予算特別委員会（全体会）（６日目）

日時 平成31年3月19日（火） 午前10時～

場所 全員協議会室

1. 開議
2. 市長質疑
3. 委員間討議
4. 討論
5. 採決
  - ・指摘・要望等の協議
  - ・議会だより
6. 閉議

予算特別委員会 留意事項

委員間討議の注意事項

委員間討議は、執行部の説明・質疑の後に行う。  
また、委員間討議は、審査中に質疑をしたうえで、  
項目及び論点を抽出し下記の場合に行うものとする。

- ・なお疑義があるもの
- ・掘り下げ審査すべきもの
- ・議案の賛否に影響するもの

(注) 委員間討議項目から市長質疑項目が抽出される

※委員間討議で議論されていないものは市長質疑項目抽出の対象外とする。

## 政策研究会と議員派遣について

## 現行 会派の調査研究活動と同様の性質のものとしている。

結成方法	活動費用
同一の会派に属しない3人以上の議員がテーマと期間を設定し、幹事会を通じて参加する議員を呼びかけ、賛同する議員により結成する。	会派での協議において、政務活動費を活用。 (全国市議会議長会研究フォーラム等と同様の扱い)

(裏面：議会基本条例、議会基本条例運用基準参照)

## 案1 結成方法等は現行のまま、会派の裁量で政務活動費から支出する。

結成方法	活動費用	変更する規定
(現行のまま)	政策研究会が設置された場合、構成する議員が所属する会派において、政務活動費を割当て支出する。 政務活動費の支給対象は会派であり、その裁量において支出する。	(なし)

## 案2 結成方法を変更し、政策研究会を公式なものとして位置付ける。

結成方法	活動費用	変更する規定
議会が必要と認めて設置した組織として、会派構成などに考慮して結成。	公務性があると判断されれば、「議員派遣」の手続きにより、政務活動費ではない公費を使うことができる。	○議会基本条例 ○議会基本条例運用基準 等

## 案3 政策研究会の結成方法を定めず、任意の活動とする。

結成方法	活動費用	変更する規定
(定めない)	会派活動として政務活動費を活用、もしくは自費と(議員連盟等と同様の扱い)する。	○議会基本条例 ○議会基本条例運用基準 等

## 議会基本条例

### 第2章 議会及び議員の活動原則

#### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

#### (政策研究会)

第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

## 議会基本条例運用基準

### 2の2 政策研究会

条例第5条の2に規定する政策研究会の運用は、次の各号に定めるところによる。

(1) 政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。

①政策的条例案の策定に関すること。

②市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。

(2) 政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、幹事会を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、賛同する議員により結成するものとする。

(3) 政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。

(4) 議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。

(5) 政策研究会は、政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等を行わないものとする。

(6) 政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。

(7) 政策研究会は、その活動結果を議長に報告するものとする。